

太陽光発電システム補助制度のご案内

H24.3.26 版

■目的

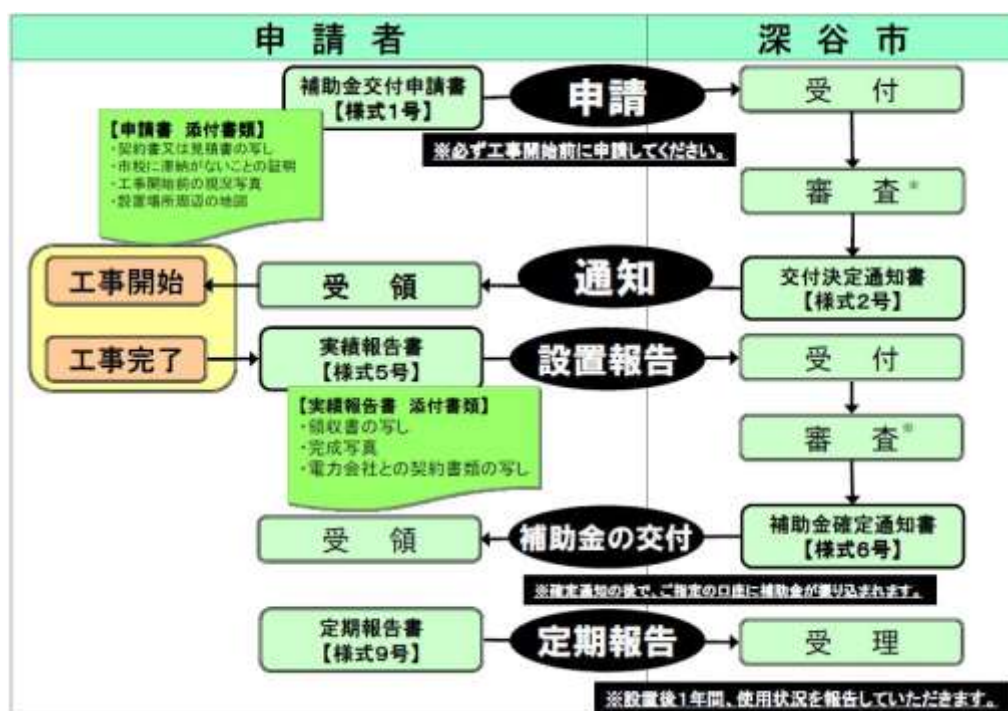
太陽光発電システムは、太陽の光から電気を作りだすことができるシステムです。石油などの化石燃料を使わないため、地球温暖化の原因物質とされている二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして普及が期待されています。

深谷市では地球温暖化防止のため、新たに太陽光発電システムを設置するかたを対象に、助成を行います。

■問い合わせ先

深谷市役所 環境水道部 環境課 環境政策係 電話048-585-5150

1 手続きの流れ



※審査には**2週間程度**(注)かかりますので、余裕をもって申請してください。また、審査に当たっては、現地確認をさせていただきます。

(注) 受付開始直後等、申請が集中する時期には、交付決定までさらに1週間程度かかることがあります。

必ず工事開始前に申請してください。交付決定通知書が申請者に届く前に、工事を開始した場合、補助金を交付できません。

2 補助の条件、対象、補助額

■申請の条件

- 市内にある住宅（店舗等との併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）で、自己の居住を主な目的とし、かつ、所有している住宅又は新築する住宅に発電システムを設置すること（**必ず、工事開始前に申請してください。**）
- 発電システムを設置する建築物の敷地及び建築物等について、都市計画法、建築基準法等を遵守していること（開発許可、建築確認等の手続きが適正に行われていること）
- 市税の滞納がないこと
- 過去に同じ補助金の交付を受けていないこと
- 申請した年度の **3月10日までに工事を完了（系統連系）** し、実績報告書（様式第5号）を提出できること

■補助の対象となる発電システム

- 太陽電池の最大出力が10kW未満であること
- 余った電力を電力会社に売電できるように連結していること
- 電力会社と電灯契約を締結していること
- 未使用品であること

■補助の対象となる経費

- 太陽電池モジュール（パネル）、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発電量表示器（モニター）、余剰電力販売用電力量計（売電用メーター）の購入に関する費用
- 配線及び配線器具の購入費用と据付けに関する費用
- 発電システムの設置に関する費用

■補助の金額

- 1kWあたり3万円（最大12万円で、千円未満は切り捨て）**

例：出力192Wのパネルを18枚設置の場合の計算

総出力値

$0.192\text{kW} \times 18 \text{ 枚} = 3.456\text{kW} \Rightarrow 3.45\text{kW}$ （小数第3位は切り捨てます）

補助金額

$3.45\text{kW} \times 30,000 \text{ 円} = 103,500 \text{ 円} \Rightarrow \underline{103,000 \text{ 円}}$ （千円未満切り捨て）

3 申請の方法

■申請窓口、申請受付期間

次項の書類を環境課窓口（岡部総合支所1階）まで提出してください。
申請は4月2日（月）から12月28日（金）までの開庁日時に受け付けます。
ただし、期間中でも予算額に達した場合は受付を終了します。

今年度も、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を置く業者）と契約し、太陽光発電システムを設置されるかたを対象とした補助金枠（総予算2,400万円中、720万円）を設けて申請を受け付けます。

※書類の不備等により審査が滞ることがあるため、郵送による申請は受け付けません。

■申請に必要な書類

- **住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請書（様式第1号）**
⇒記入方法がわからない場合は、以下の書類を持って窓口までお越しください。
- **工事請負契約書又は見積書の写し**
⇒設置経費の内訳（「補助の対象となる経費」の項目ごと）が明記してあるもの
⇒「パネル1枚当たり出力（kW）×枚数」といった形で太陽電池の最大出力値が確認できること。（後日、最大出力などを変更する場合は、変更申請が必要となります。）
⇒契約業者の名称、所在地等が確認できること
- **市税に滞納がないことの証明書**（※）…市民税課、総合支所市民生活課で発行
⇒発行から1ヶ月以内のもの
※申請書への署名により、職員による市税の納税状況の確認に同意していただくことで、添付を省略することができます。
- **工事開始前の現況写真（カラー）**
⇒システム設置予定場所及び住宅の周囲の状況が確認できること
- **設置場所の周辺地図（「1,000分の1」から「3000分の1」程度）**

4 設置完了の報告と補助金の請求

■申請後の流れ

交付決定通知書が到達後、太陽光発電システムの設置工事を開始してください。

（最大出力値等、申請内容に変更が生じた場合は「変更申請書」を、工事中止などで申請を取り下げる場合は「中止・廃止届出書」を速やかに提出してください。）

設置工事の完了後、「完了した日から30日以内」又は「完了した年度の3月10日」のいずれか早いほうの日までに、次項の書類を環境課まで提出して、補助金の交付を請求してください。

審査後、補助金確定通知書を送付し、口座振替にて補助金を交付します。

■設置完了の報告と補助金の請求に必要な書類

□ 住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第5号）

⇒記入方法がわからない場合、以下の書類、印鑑及び通帳を持って窓口までお越しください。

□ 設置経費の領収書と内訳書の写し

⇒太陽光発電システムの設置経費の領収書と、その内訳（「補助の対象となる経費」の項目ごと）が確認できること

□ 太陽光発電システムの完成写真（カラー）

⇒①建物の全体写真、②太陽電池モジュール（パネル）、③インバータ、④余剰電力販売用電力量計（売電用メーター）、⑤発電量表示器（モニター）等、システムに関するものが確認できること… ①～④の写真は必須。⑤は設置されている場合のみ。

□ 電力受給契約書の写し（電力会社からの『電力受給契約のご案内』の写し）

⇒電力会社との系統連系を示すもの。

5 発電実績の定期報告

■発電量の記録と報告

補助金の交付を受けて太陽光発電システムを設置したかたは、発電システムを設置した翌月から1年間の発電状況等を記録し、市に報告していただきます。

■定期報告の書類

□ 住宅用太陽光発電システム設置費補助金定期報告書（様式第9号）

「発生電力量」、「売電力量及び金額」、「買電力量及び金額」を月ごとに記入し、1年分の記録がまとまったら、市環境課へ提出してください。

⇒「発生電力量」とは、太陽光発電システムによる発電量（モニター等から確認）

⇒「売電力量」とは、発電した電気のうち、余った分を電力会社が買い取った量

⇒「買電力量」とは、電力会社から買って使用した電気の量

売買の電力量と金額については、電力会社の検針票及び領収書から確認できます。

※ 定期報告書は、市ホームページ (<http://www.city.fukaya.saitama.jp>)から

ダウンロードしたものを入力し、電子メールで報告することもできます。

■発電システムの管理

太陽光発電システムを設置したかたは、システムを良好な状態で管理する義務を負うとともに、その耐用年数の期間、処分の制限を受けることになります。

6 その他

補助金の申請等の手続きは、この案内によるほか、深谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき行ってください。